

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則 福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 四

告示 福島県議会定例会を招集する件 四

○農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可の申請があつた件

○道路の区域を変更した旨通知があつた件 四

福島県教育委員会 四

○教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 四

○福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 四

規 則

福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年一月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第五号

福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

福島県児童福祉法施行細則（昭和二十七年福島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の五条を加える。

（指定保育士養成施設の指定の申請書）

第一条の二 政令第五条第二項の申請書は、知事が別に定める申請書とする。この場合において、当該申請書には、知事が別に定める書類を添えなければならない。

（指定保育士養成施設の指定の申請書の記載事項変更申請書）

第一条の三 政令第五条第三項の規定による申請をしようとする場合は、知事が別に定

める申請書により行うものとし、当該申請書による申請に当たっては、知事が別に定める書類を添えなければならない。

（指定保育士養成施設の指定の申請書の記載事項変更届出書）

第一条の四 政令第五条第四項の規定による変更の届出をしようとする場合は、知事が別に定める届出書により行うものとし、当該届出書による届出に当たっては、知事が別に定める書類を添えなければならない。

（指定保育士養成施設の報告書）

第一条の五 政令第五条第五項の規定による報告をしようとする場合は、知事が別に定める報告書により行うものとし、当該報告書による報告に当たっては、知事が別に定める書類を添えなければならない。

（指定保育士養成施設の指定の取消申請書）

第一条の六 政令第五条第七項の指定の取消しを求めようとする場合は、知事が別に定める申請書により行うものとし、当該申請書による申請に当たっては、知事が別に定める書類を添えなければならない。

第二十三条の次に次の三条を加える。

（公私連携型保育所設置の届出書）

第二十三条の二 法第五十六条の八第一項の規定により、市町村長から公私連携型保育法人の指定を受けた法人が公私連携型保育所を設置するに当たり、同条第三項の規定による届出を行うときは、知事が別に定める届出書を、当該市町村長を経由して所轄の保健福祉事務所長を経て、知事に提出しなければならない。

（公私連携型保育所の廃止承認申請）

第二十三条の三 法第五十六条の八第六項の規定により、公私連携型保育所を廃止又は休止しようとする者は、知事が別に定める承認申請書を、所轄の保健福祉事務所長を経て、知事に提出しなければならない。

（公私連携型保育所の申請書及び届出書の進達）

第二十三条の四 前二条の規定による申請書又は届出書の提出があつた場合、保健福祉事務所長は、意見を付して知事に進達するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（子育て支援課）

告 示

福島県告示第六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成二十九年二月十四日福島市に招集する。

平成二十九年一月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

| | | | | |
|-------|-------------------|-----------------------|---|---|
| 渡部 誠 | 耶麻郡猪苗代町字町尻三三八 | 耶麻郡猪苗代町字新六百菊七八ほか二筆 | 同 | 日 |
| 高橋 孝雄 | 喜多方市豊川町米室字太郎丸三三三二 | 喜多方市豊川町米室字太郎丸一五八ほか二十筆 | 同 | 日 |
| 佐藤 敏朗 | 喜多方市上三宮町吉川字反田四〇八八 | 喜多方市上三宮町吉川字北原七三一ほか十六筆 | 同 | 日 |

(農業担い手課)

福島県告示第七十一号
 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第六条の規定により、一般国道に
 ついて道路の区域を変更した旨、平成二十八年十二月八日付けで東北地方整備局長から
 次のとおり通知があった。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島
 県県北建設事務所で平成二十九年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十九年一月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

| 路線名 | 区 間 | 変更前 の変更後 の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--------------|--|----------------------------|-----------------|---------------|-----|
| 一般国道 一一五号 | 伊達市霊山町下 小国字力持四一 番一地从先から 福島市成川字杵 清水九番二地先 まで 伊達市霊山町下 小国字荒屋敷無 番地先から 同 市保原町上 保原字上当築二 九番一地从先まで 伊達市保原町上 保原字上当築二 九番一地从先から | 変更前 A 九・〇〇 五七・〇〇 | 二〇、二八・ 〇 | 六、七四二・ 〇 | |
| | | 変更後 B 一五・〇〇 一五〇・九 | 一五・〇〇 一五〇・九 | 六、七四二・ 〇 | |
| | | 変更後 C 一四・八〇 二五八・〇 | 一四・八〇 二五八・〇 | 五、六五一・ 〇 | |

| | | | |
|--|-----|---------------------|-------------|
| 伊達郡桑折町大字松原狸内七二番地先まで | 変更後 | A 九・〇〇 五七・〇〇 | 二〇、二八・ 〇 |
| 伊達市霊山町下小国字力持四一 番一地从先から 福島市成川字杵 清水九番二地先 まで 伊達市霊山町下 小国字荒屋敷無 番地先から 同 市保原町上 保原字上当築二 九番一地从先まで 伊達市保原町上 保原字上当築二 九番一地从先から 伊達郡桑折町大 字松原字狸内六 一 番地先まで | | B 一五・〇〇 一五〇・九 | 六、七四二・ 〇 |
| | | C 一四・八〇 二五八・〇 | 五、五四三・ 〇 |

(道路計画課)

福島県教育委員会

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年一月三十一日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第一号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則(昭和五十年福島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四を次のように改める。

- 四 免許法施行規則第十八条の二備考四の規定の適用を受ける者の単位の修得方法
- ア 幼稚園教諭普通免許状を有し、小学校教諭二種免許状を取得する場合

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|---|---------|---|--------------------------------------|---|------------------------|---|--------------------------------------|---|---------|---|------------------------|---|------------------------|---|
| エ 高等学校教諭普通免許状を有し、中学校教諭二種免許状を取得する場合 | | | | ウ 小学校教諭普通免許状を有し、中学校教諭二種免許状を取得する場合 | | | | イ 中学校教諭普通免許状を有し、小学校教諭二種免許状を取得する場合 | | | | | | | |
| 在職年数 | | 各教科の指導法 | | 教育課程及び指導法に関する科目 | | 教 職 に 関 す る 科 目 | | 在職年数 | | 各教科の指導法 | | 教育課程及び指導法に関する科目 | | 教 職 に 関 す る 科 目 | |
| 二 | 一 | 五 | 七 | 一 | 二 | 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | 二 | 二 | 一 | 七 | 一 | 二 | 七 | 一 | 二 |
| | | 道徳の指導法 | | 各教科の指導法 | | 教育課程及び指導法に関する科目 | | | | 道徳の指導法 | | 各教科の指導法 | | 教育課程及び指導法に関する科目 | |
| | | 各教科の指導法 | | 道徳の指導法 | | 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | | | | 各教科の指導法 | | 道徳の指導法 | | 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | |
| | | 道徳の指導法 | | 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | | は教科又は教職に関する科目 | | | | 道徳の指導法 | | 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | | は教科又は教職に関する科目 | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|------|----------|----------|--------------|---------|
| 一九 | 一八 | 一七 | 一六 | 一五 | 一四 | 一三 | 一二 | 一一 | 一〇 | 在職年数 | 教科に関する科目 | 教職に関する科目 | 教科又は教職に関する科目 | 最低修得単位数 |
| 一〇 | 一二 | 一三 | 一四 | 一五 | 一六 | 一七 | 一八 | 一九 | 二〇 | | | | | |
| 一一 | 一二 | 一三 | 一四 | 一五 | 一六 | 一七 | 一八 | 一九 | 二〇 | | | | | |
| 一二 | 一四 | 一五 | 一六 | 一八 | 一九 | 二〇 | 二二 | 二三 | 二四 | | | | | |
| 八 | 八 | 九 | 一〇 | 一一 | 一二 | 一四 | 一四 | 一五 | 一六 | | | | | |
| 四五 | 五〇 | 五五 | 六〇 | 六五 | 七〇 | 七五 | 八〇 | 八五 | 九〇 | | | | | |

別表第一の五を次のように改める。
五 免許法施行規則附則第十四項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法
高等学校教諭の臨時免許状から一種免許状を取得する場合

| | | | | | | | | | |
|--|---|---------|---|-----------------|---|------------------------|---|--------------|---|
| オ 中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）を有し、高等学校教諭一種免許状を取得する場合 | | | | | | | | | |
| 在職年数 | | 各教科の指導法 | | 教育課程及び指導法に関する科目 | | 教 職 に 関 す る 科 目 | | 教科又は教職に関する科目 | |
| 一 | 一 | 一 | 二 | 一 | 二 | 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | 二 | 六 | 六 |

イ 修業年限二年の看護師養成施設を卒業している者が高等学校助教諭の臨時免許状から一種免許状を取得する場合

| | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|--------------|
| 一〇 | 九 | 八 | 七 | 六 | 五 | 四 | 在職年数 |
| 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 一〇 | 教科に関する科目 |
| 六 | 七 | 八 | 九 | 一〇 | 一一 | 一二 | 教職に関する科目 |
| 五 | 五 | 五 | 六 | 七 | 八 | 八 | 教科又は教職に関する科目 |
| 一五 | 二〇 | 二五 | 三〇 | 三五 | 四〇 | 四五 | 最低修得単位数 |

別表第一に次の表を加える。
 六 免許法施行規則附則第三十八項及び第三十九項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法
 ア 修業年限三年の看護師養成施設を卒業している者が高等学校助教諭の臨時免許状から一種免許状を取得する場合

| | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|--------------|
| 一五 | 一四 | 一三 | 一二 | 一一 | 一〇 | 在職年数 |
| 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 教科に関する科目 |
| 六 | 七 | 八 | 九 | 一〇 | 一一 | 教職に関する科目 |
| 五 | 五 | 五 | 六 | 七 | 八 | 教科又は教職に関する科目 |
| 一五 | 二〇 | 二五 | 三〇 | 三五 | 四〇 | 最低修得単位数 |

名 称 部・科学 科 位 置

別表(第二条関係)
 福島県教育委員会規則第二号
 福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則
 福島県立特別支援学校学則(昭和三十三年福島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。

福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十九年一月三十一日
 福島県教育委員会

附 則
 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
 (義務教育課)

| | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--------------|
| 一五 | 一四 | 一三 | 一二 | 一一 | 一〇 | 九 | 八 | 七 | 六 | 在職年数 |
| 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 一〇 | 一一 | 一二 | 一三 | 教科に関する科目 |
| 六 | 七 | 八 | 九 | 一〇 | 一一 | 一二 | 一四 | 一五 | 一六 | 教職に関する科目 |
| 五 | 五 | 五 | 六 | 七 | 八 | 八 | 九 | 一〇 | 一一 | 教科又は教職に関する科目 |
| 一五 | 二〇 | 二五 | 三〇 | 三五 | 四〇 | 四五 | 五〇 | 五五 | 六〇 | 最低修得単位数 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----|--------------|-----|---------------|-----|---------------|-----|------------|-------|-----|-----|------------|-------|-----|-----|
| 福島県立大笹生支援学校 | | 福島県立聴覚支援学校平校 | | 福島県立聴覚支援学校会津校 | | 福島県立聴覚支援学校福島校 | | 福島県立聴覚支援学校 | | | | 福島県立聴覚支援学校 | | | |
| 中学部 | 小学部 | 小学部 | 幼稚部 | 小学部 | 幼稚部 | 小学部 | 幼稚部 | 高等部 | 中学部 | 小学部 | 幼稚部 | 専攻科 | 高等部 | 中学部 | 小学部 |
| | | | | | | | | 生活技術科 | 情報工業科 | 普通科 | | 療養科 | 保健療養科 | 普通科 | |
| 福島市 | | いわき市 | | 会津若松市 | | 福島市 | | 郡山市 | | | | 福島市 | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|-----|-----|------------|-----|-----|----------------|-----|-----|----------------|-----|-----|-------------|-----|-----|--------------|-----|-----|------------|-----|-----|-----|
| 福島県立石川支援学校 | | | 福島県立西郷支援学校 | | | 福島県立須賀川支援学校郡山校 | | | 福島県立須賀川支援学校医大校 | | | 福島県立須賀川支援学校 | | | 福島県立あぶくま支援学校 | | | 福島県立郡山支援学校 | | | |
| 高等部 | 中学部 | 小学部 | 高等部 | 中学部 | 小学部 | 中学部 | 小学部 | 中学部 | 小学部 | 高等部 | 中学部 | 小学部 | 高等部 | 中学部 | 小学部 | 高等部 | 中学部 | 小学部 | 高等部 | 中学部 | 小学部 |
| 普通科 | | | 普通科 | | | | | | | 普通科 | | | 普通科 | | | 普通科 | | | 普通科 | | |
| 石川郡石川町 | | | 西白河郡西郷村 | | | 郡山市 | | | 福島市 | | | 須賀川市 | | | 郡山市 | | | 郡山市 | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----|-----|------------|-----|-----|--------------|-----|-----|----------------|-----|-----|-------------|-----|-----|--------------|-----|-----|------------------|-----|
| 福島県立いわき支援学校 | | | 福島県立平支援助学校 | | | 福島県立猪苗代支援助学校 | | | 福島県立会津支援助学校竹田校 | | | 福島県立会津支援助学校 | | | 福島県立たむら支援助学校 | | | 福島県立石川支援助学校たまかわ校 | |
| 高等部 | 中学部 | 小学部 | 高等部 | 中学部 | 小学部 | 高等部 | 中学部 | 小学部 | 中学部 | 小学部 | 高等部 | 中学部 | 小学部 | 高等部 | 中学部 | 小学部 | 中学部 | 小学部 | 小学部 |
| 普通科 | | | 普通科 | | | 普通科 | | | | | 普通科 | | | 普通科 | | | | | |
| いわき市 | | | いわき市 | | | 耶麻郡猪苗代町 | | | 会津若松市 | | | 会津若松市 | | | 田村市 | | | 石川郡玉川村 | |

福島県立いわき支援学校くぼた校
 高等部 普通科
 いわき市

福島県立富岡支援学校
 小学部
 双葉郡富岡町

福島県立相馬支援学校
 高等部 普通科
 中学部
 小学部
 相馬市

「福島県立 盲学校長」を「福島県立視覚支援学校長」に改める。
 第二号様式及び第三号様式中 (福島県立 養護学校長) を (福島県立 養護学校長) に改める。
 学校長 (福島県立 養護学校長) に改める。
 援学校長) 「福島県立 盲学校長」を「福島県立視覚支援学校長」に改める。
 第四号様式中 (福島県立 養護学校長) を (福島県立 養護学校長) に改める。
 第五号様式中「福島県立 養護学校長」を「福島県立聴覚支援学校長」に改める。
附 則
 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
 (特別支援教育課)